

議案第138号

福岡市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年6月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、公園の適正かつ効果的な運営を図るため、指定管理者が行う管理に関する業務の範囲を拡大する必要があるによる。

福岡市公園条例の一部を改正する条例

福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「（前号に規定する使用料に限る。）の減免」を「の減免（前号に規定する使用料等に関するものに限る。）」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「使用料の」を「使用料等の」に改め、同号に次のように加える。

ウ 第18条に規定する占用料（前号に規定する規則で定める許可に係るものに限る。）

第23条の2第2項中第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 法第6条第1項及び第3項の許可（法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物に係るものに限る。）のうち規則で定めるものに関する業務

第23条の2第2項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第5条第3号の承認に関する業務

第23条の9中「第21条の」を「第16条第6号の」に、「第4条第1項から第5項まで、第5条第3号、第6条及び第8条」を「これらの規定」に、「指定管理者」と、第21条中「市長は、公益上その他」とあるのは「市長又は指定管理者は、公益上その他の規則で定める」と、「使用料」とあるのは「、自らが徴収する使用料」を「、「指定管理者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。